

Information

お知らせ

禁煙治療のご案内

当院では、ニコチン依存症の治療を保険診療で実施しています。

保険適用となるのは下記に該当する方です。

1. ニコチン依存症と診断された方
2. (35歳以上方については)1日の喫煙本数に喫煙年数をかけた数値が200以上の方
3. 直ちに禁煙を希望している方
4. 定められた禁煙プログラムの実施に同意をされる方
5. 過去に1年以上ニコチン依存症の保険診療を受けていない方

※ご希望される方は受付窓口・予約センターまでお問い合わせください。

令和7年4月
福岡山王病院
病院長



福岡山王病院

FUKUOKA SANNO HOSPITAL